

【大牟田市事業継続応援支援金】 よくあるお問い合わせQ&A

2021/7/26 時点

Q 1. 休業や営業時間を短縮した飲食店に支給される県の感染拡大防止協力金との重複して申請はできますか？

県の感染拡大防止協力金の対象となる飲食店は、本支援金の対象とはなりませんので、申請できません。

Q 2 . 申請書類はどこにありますか？

大牟田市のホームページからダウンロードすることができます。

また、大牟田市役所3階産業振興課にも設置しています。

Q 3. 5月分と6月分をまとめて申請できますか？

月次支援金への上乗せとなりますので、それぞれでの申請をお願いします。

Q 4. 窓口で申請はできないのですか？

窓口での申請もできますが、混雑等による感染拡大防止の観点から、電子申請または郵送での申請をお願いします。

Q 5 法人を複数経営しています。それぞれ申請することはできますか？

事業者単位での交付となりますので、法人ごとに申請が可能です。

Q 6 市内に2店舗を持つ個人事業者ですが、店舗毎に支援金を受けられますか？

店舗単位ではなく事業者単位での交付となります。

Q 7. この制度で受け取った支援金は確定申告する必要がありますか？

確定申告が必要となる方は、2021年の事業所得として、この支援金を申告する必要があります。確定申告が必要となる方の要件等は、税務署、国税庁へお問い合わせください。

Q 8. 支援金はいつ頃振込されますか？

申請の書類を受領後、書類に不備がなければ概ね10日以内の振込を予定しています。

Q 9. 大牟田市外に自宅（もしくは事業所）がありますが対象となりますか？

納税地が大牟田市内である方が対象です。法人にあっては登記の住所、個人にあっては確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所が大牟田市内の方が対象となります。

Q 1 0. 国の月次支援金の事前確認とは何ですか。

不正受給や誤って受給してしまうことの対応として、申請希望者が、①事業を実施しているか、②給付対象等を正しく理解しているか等について事前確認します。

具体的には、「登録確認機関」が、TV会議又は対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を行います。

Q 1 1. 登録確認機関は、どのように探せばよいのでしょうか。

商工会議所の会員の方は商工会議所に、金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関など、事務局ホームページに掲載されている身近な登録確認機関に事前確認を依頼してください。

<月次支援金事務局 登録確認機関 検索>

<https://reservation.ichijishienkin.go.jp/third-organ-search>

また、産業振興課の窓口でも登録確認機関による事前確認を無料で実施します（毎週月曜日・木曜日）。事前確認をご希望の場合は、下記のコールセンターでご予約ください。

<問い合わせ・予約>

事業継続応援支援金コールセンター 0944-41-2525

Q 1 2. 必要書類である県の月次支援金給付通知書が届きません。

県へ電子申請された場合は、郵送ではなく、登録したメールアドレスへ給付決定通知が送信されます。通知されたメールの内容をコピーし添付してください。